

川口市既存ブロック塀等安全対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、通学路等に面する既存ブロック塀等の撤去工事及び改修工事を実施する所有者等に対して、予算の範囲内において川口市既存ブロック塀等安全対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震等により倒壊するおそれのある既存ブロック塀等の撤去を促進し、もってブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、通学途中の児童生徒の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるものを除き、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学路 学校長が定める児童生徒が小学校又は中学校へ通う道をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他これらに類する構造の塀及び門柱をいう。
- (3) 軽量フェンス 塀の頂部から基礎部分までの柱等が鉄骨等の材料で一体的に構成された市長が軽量であると認めるフェンスをいう。
- (4) 撤去工事 次条に定める補助対象ブロック塀等を撤去する工事をいう。
- (5) 改修工事 撤去工事をした範囲内において、新たに軽量フェンスを設置する工事をいう。
- (6) 市内業者 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者で、見積書や領収書等の発行書類を市内の住所地で発行できるものをいう。
- (7) 道路 基準法第42条に規定する道路その他一般交通の用に供する道で市長が適当と認めるものをいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、本市に存するブロック塀等であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 通学路に面したものであること。
- (2) 高さが0.6メートルを超え、かつ、亀裂、はらみ、傾き等により倒壊のおそれがあると市長が認めるものであること。
- (3) 国又は地方公共団体が所有するブロック塀等でないものであること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内業者が施工する補助対象ブロック塀等の撤去工事又は撤去工事後に行う改修工事であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 撤去工事は、全部撤去工事又は部分撤去工事とし、部分撤去工事にあつては、地盤面からの高さを0.6メートル以下とするものに限る。
 - (2) 改修工事は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 基準法第44条に違反しないこと。
 - イ 安全な基礎に緊結すること。
 - ウ 軽量フェンスの下部にコンクリートブロック等を設置する場合は、2段以下とし、かつ、軽量フェンスとコンクリートブロック等、コンクリートブロック等と基礎をそれぞれ緊結すること。
 - エ 擁壁を基礎とする場合は、軽量フェンス等の自重、軽量フェンス等が受ける風荷重、地震荷重等を考慮した上で、擁壁の安全性を確認すること。
 - オ その他建築基準関係規定に違反しないこと。
- 2 補助対象ブロック塀等が存する敷地に補助対象ブロック塀等以外の道路に面する他のブロック塀等が存する場合において、補助対象ブロック塀等の補助対象工事と併せて行う当該他のブロック塀等の撤去工事又は改修工事、その他市長がこの要綱の目的を達するために必要と認める撤去工事及び安全と認める改修工事については、補助対象工事とすることができる。

(補助金交付要件)

第5条 補助金の交付の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 補助対象ブロック塀等の所有者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体及び補助対象工事を実施する者で市長がこの補助金の交付を受けることについて適当であると認めるもの。ただし、所有者が複数あるときは、当該補助対象工事の実施及び第8条の規定による補助金の交付申請を行うことについて、所有者全員の同意を得ていること。

イ 本市の市税を滞納していない者

- (2) 当該補助対象ブロック塀等に対して、国、地方公共団体その他公共団体からこの要綱と同様の補助金の交付を受けていないこと。

- (3) 次に掲げるものに該当しないこと。

ア 販売又は収益を目的として整地又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去を伴うもの。

イ 建築に伴うもの。

- 2 補助金の交付は、補助対象ブロック塀等が存する1の敷地に対して1回限りとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。ただし、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場

合にあつては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 撤去工事については、次に掲げる額のいずれか少ない額。ただし、当該工事に要する費用の額が、見付面積1平方メートル当たり、全部撤去工事にあつては12,000円、部分撤去工事にあつては10,000円を超えるときは、見付面積1平方メートル当たり、全部撤去工事にあつては12,000円、部分撤去工事にあつては10,000円として算出した額を限度とする。

ア 補助対象経費の3分の2(住民税非課税世帯にあつては、10分の10)に相当する額

イ 300,000円

(2) 改修工事については、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。ただし、当該工事に要する費用の額が、設置長さ1メートル当たり、基礎を新設する改修工事にあつては13,000円、その他の改修工事にあつては5,000円を超えるときは、設置長さ1メートル当たり、基礎を新設する改修工事にあつては13,000円、その他の改修工事にあつては5,000円として算出した額を限度とする。

ア 補助対象経費の3分の2に相当する額

イ 200,000円

2 前項の規定により算出した見付面積に0.1平方メートル未満の端数があるとき、又は設置長さに0.1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事に着手する前に、様式第1号の申請書に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、様式第2号の通知書により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、第3号の通知書により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付決定前に申請の取下げをするとき、又は前条第1項の規定による通知を受領した場合において当該通知に係る補助金等の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、速やかに様式第4号の届出書を市長に提出しなければならない。

(補助対象工事の内容の変更)

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、第8条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに様式第5号の申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助対象工事の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、変更内容がこの要綱の目的に適合すると認めるときは、様式第6号の通知書により当該補助決定者に通知するものとする。

(補助対象工事の中止)

第12条 補助決定者は、事情により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに様式第4号の届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、自己負担とする。

(完了期限)

第13条 第9条の規定による補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業の完了期限は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して90日以内とする。

(完了報告)

第14条 補助決定者は、補助対象工事の完了後、30日以内に様式第7号の報告書に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による提出があったときは、当該申請書等の内容を審査し、補助対象工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、様式第8号の通知書により速やかに当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額の確定の通知を受けたときは、様式第9号の請求書に別表第3に掲げる書類を添えて、当該通知に定める交付確定額を市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求をした者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、様式第10号の通知書により当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、様式第11号の命令書により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第20条 市長は、補助決定者に対して、第9条第1項の規定による交付決定を受けた補助対象ブロック塀等の地震に対する安全性の向上を図るために、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(施行日前に着手した工事に係る補助金の交付申請等の特例)

2 削除

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

1	図面（案内図・配置図・立面図等で、補助対象工事の内容がわかるもの。）
2	補助対象ブロック塀等の写真
3	見積書
4	納税状況の確認に関する同意書、又は納税証明書。
5	委任状（代理者が申請する場合に限る。）
6	その他市長が必要と認める書類

別表第2（第14条関係）

1	請負人と締結した契約書の写し
2	補助対象工事写真 （工事中及び工事後の写真で、補助対象工事が適切に行われたことがわかるもの。）
3	請求書及び領収書の写し
4	その他市長が必要と認める書類

別表第3（第16条関係）

1	振込依頼書
2	川口市既存ブロック塀等安全対策補助金交付額確定通知書の写し